## 調整方針修正案(都市環境小委員会分/未提案26項目中24項目)

	大項目 中項目		6市町村協議		4市町協議			市門	協定
通番	·	 方針	初去十二	方針	4D ±6, 1, ph.	变更内容	変更理由	専門 部会	協定 項目 分類
	細項目	時期	調整内容	時期	調整内容				77,75
1	<ul><li>08 建設</li><li>02 河川の状況</li><li>01 河川管理</li><li>06 河川管理関係団体への加入</li></ul>	統合 (一本化) 合併時	1 現行の加入団体を(釧路市、釧路町に)一本化し、新市に引き継ぐ。	同左	1 釧路市の加入してきた団体に新市として新たに加入する。	1の記述を修正	釧路町離脱による	建設	18
2	08 建設 04 公営住宅の状況 01 市町村営住宅 04 入居者選考委員会	統合 (一本化) 合併時	1 釧路市が設置している市営住宅運営審議会を継承するとともに、入居者の選考基準も合わせて釧路市の制度をベースに一本化する。	同左	1 釧路市が設置している市営住宅運営審議会を継承するとともに、入居者の選考基準も合わせて釧路市の制度をベースに一本化する。 2 委員の構成については、4市町の地域バランスを考慮する。	2の記述を追加	地域バランスを考慮した 委員構成について記述 すべきとの小委員会の論 議による	建設	16
3	08 建設 08 港湾の状況 01 港湾整備 01 港湾指定	統合 (一本化) 合併時	1 6市町村のうち、釧路市単独の事業であり特に課題はないため、釧路市の制度に一本化する。	同左	1 釧路市が単独で実施しており、現行のまま新市に引き継ぐ。	1の記述を修正	調整内容の表現を精査	建設	25-16
4	09 都市計画 01 まちづくりの状況 02 土地利用 01 地目別土地利用	調整不要	1 都市計画法に基づく基礎調査結果による統計的資料であり、調整不要である。	その他	同左	調整方針の「調整不要」を「その他」に修正	調整不要は、調整方針の 区分を「その他」で統一 するため	都市計画	
5	09 都市計画 01 まちづくりの状況 02 土地利用 02 都市計画区域	調整不要	1 法定手続等を考慮し合併後に対応すべき事項であり、現状においては調整不要である。	その他	同左	調整方針の「調整不要」を「その他」に修正	調整不要は、調整方針の 区分を「その他」で統一 するため	都市計画	
6	09 都市計画 01 まちづくりの状況 02 土地利用 03 用途地域	調整不要	1 法定手続き等を考慮し合併後に対応すべき事項であり、現状においては調整不要である。	その他	同左	調整方針の「調整不要」を「その他」に修正	調整不要は、調整方針の 区分を「その他」で統一 するため	都市計画	

		大項目 6市町村協議		4市町協議					
通番	中項目		ሀ ነጋ ፡፡ ሀ ነው በታጀ			变更内容	変更理由	専門 部会	協定 項目 分類
Н	小項目			方針	調整内容	22131	XXIII	部会	分類
	細項目	時期		時期				初十二遍	
	09 都市計画	調整不要	1 法定手続等を考慮し合併後に対応すべき事項であるが、現状にお    いては調整不要である。	その他	同左	調整方針の「調整不  要」を「その他」に修正	調整不要は、調整方針の  区分を「その他」で統一	都市計画	
	01 まちづくりの状況					2,5 (3)8,16,32	するため		
7	02 土地利用								
'	04 特別用途地区								
	0. 1000/1022-022								
	09 都市計画	調整不要	1 法定手続等を考慮し合併後に対応すべき事項であり、現状におい	その他	同左	調整方針の「調整不	調整不要は、調整方針の	都市計画	
	01 まちづくりの状況		ては調整不要である。			要」を「その他」に修正	区分を「その他」で統一 するため		
	02 土地利用						7 5,5.5		
Ω									
	05 防火地域·準防火地 域								
	09 都市計画	調整不要	  1	その他	同左		 │調整不要は、調整方針の	都市計画	
	01 まちづくりの状況		ては調整不要である。			要」を「その他」に修正	区分を「その他」で統一		
							するため		
9	02 土地利用								
	06 臨港地区								
	09 都市計画	調整不要	  1	その他	同左	調整方針の「調整不	<u>□</u>  調整不要は、調整方針の	都市計画	1
	01 まちづくりの状況		ては調整不要である。			要」を「その他」に修正	区分を「その他」で統一		
							するため		
10	02 土地利用								
	07 駐車場整備地区								
	09 都市計画	調整不要	  1 法定手続等を考慮し合併後に対応すべき事項であり、現状におい	その他	同左	 調整方針の「調整不	<u>┃</u> 調整不要は、調整方針の	都市計画	1
	01 まちづくりの状況		ては調整不要である。			要」を「その他」に修正	区分を「その他」で統一		
							するため		
11	02 土地利用								
	08 地区計画								
	09 都市計画	調整不要	  1 法定手続等を考慮し合併後に対応すべき事項であり、現状におい	その他	同左	調整方針の「調整不	   調整不要は、調整方針の	都市計画	
	01 まちづくりの状況		ては調整不要である。			要」を「その他」に修正	区分を「その他」で統一		
							するため		
12	03 都市施設								
	01 都市計画道路								

	大項目	中項目							
通番							変更理由	専門 部会	協定 項目 分類
	小項目	方針	調整内容	方針	調整内容	ZXF1H	文文注册	部会	分類
	細項目	時期		時期		+0.+6>		****	
13	09 都市計画 01 まちづくりの状況 03 都市施設 02 都市計画公園・緑地	調整不要	1 法定手続等を考慮し合併後に対応すべき事項であり、現状においては調整不要である。	その他	同左	調整方針の「調整不要」を「その他」に修正	調整不要は、調整方針の 区分を「その他」で統一 するため	<b>都中計画</b>	
	09 都市計画 01 まちづくりの状況 03 都市施設 03 都市計画下水道 09 都市計画 01 まちづくりの状況 03 都市計画 01 まちづくりの状況 03 都市施設 04 その他都市施設	調整不要	ては調整不要である。	その他	同左	調整方針の「調整不要」を「その他」に修正調整方針の「調整方針の「調整不要」を「その他」に修正	調整不要は、調整方針の区分を「その他」で統一するため 調整不要は、調整方針の区分を「その他」で統一するため		
16	09 都市計画 01 まちづくりの状況 04 市街地開発事業 01 市街地開発事業の計 画決定・変更	その他	1 現状において、対象となる事業はないことから、合併後の対応となる。	同左	同左			都市計画	25-17
17	09 都市計画 01 まちづくりの状況 08 町名·住居表示 02 住居表示の現況	統合 (同一内容) 合併時	1 現況を踏まえ統合する。	同左	同左			都市計画	25-17
18	09 都市計画 01 まちづくりの状況 09 その他都市計画関連 事項 02 都市計画図等の作成・ 頒布	統合 (一本化) 経過措置 3年程度	1 図面サイズや販売方法等の相違について、3年程度で調整を図り一本化する。	同左	同左			都市計画	25-17

	1 +7						ı	
	大項目	中項目		4市町協議			<del>=</del> ===	協定
通番	<u>中頃日</u> 小項目			1	变更内容	変更理由	専門 部会	協定 項目 分類
	<u>小頃日</u> 細項目		方針 時期	- 調整内容			마즈	分類
19	09 都市計画 01 まちづくりの状況 09 その他都市計画関連 事項 03 都市計画現況図数値 化事業	時期	同左	同左	1 の言葉を当場を1		都市計画都市計画	
20	<ul><li>09 都市計画</li><li>03 公園・緑化の状況</li><li>01 公園</li><li>02 都市公園の維持管理</li></ul>	統合 (一本化) る。 1 6市町村においては、都市公園法に基づいて、条例等を定めている。 2 都市公園の維持管理について、現在、各自治体の実情に合わせた体制がとられていることから、合併時に一本化は難しい。合併後、現行の管理委託先の状況をみて一本化を図る。		1 都市公園の維持管理について、現在、各自治体の実情に合わせた体制がとられていることから、合併後3年程度の経過措置を設け、現行の管理委託先の状況を見て検討する。	修正後の1の記述を修 正 <各自治体の維持管			25-1/
21	<ul><li>09 都市計画</li><li>03 公園・緑化の状況</li><li>01 公園</li><li>03 有料公園施設</li></ul>	統合 (同一内容) 1 現行のまま新市に引き継ぐ。 合併時	統合 (一本化) 同左	1 釧路市の事業を新市に引き継ぐ。	調整方針の「(同一内容)」を「(一本化)」に修正 1の記述中、「現行のまま」を「釧路市の事業を」			
22	<ul><li>09 都市計画</li><li>03 公園・緑化の状況</li><li>02 緑化</li><li>01 街路樹の維持管理</li></ul>	統合 (一本化) は持管理に関わる委託先等については、各自治体の実情に合わせた体制が取られていることから、合併後3年程度の経過措置を設け、現行の管理委託先の状況を見て検討する。 経過措置 3年程度	同左 同左	同左			都市計画	25-17

通番	大項目 中項目	6市町村協議	4市町協議	- 変更内容	変更理由	専門部会	協定 項目 分類
	小項目 細項目	<u>方針</u> 時期 問整内容	<u>方針</u> 調整内容 時期			部会	分類
23	10 下水道 01 下水道の状況 03 管理運営 08 下水道審議会	統合 (一本化) 1 釧路市の制度に一本化し、新市に引き継ぐ (1)下水道の整備計画や進捗状況、経営内容の積極的な公開、経営 のあり方や使用料について、専門家や幅広い住民からの意見の聴取、 使用料改定の算定根拠の情報開示など行政の説明責任があることから、審議会を設置する。 (2)地域の意見を反映させるため、地域のバランスに配慮した委員構成とする。	同左 1 新市においては、下水道、水道事業を合わせてひとつの審議会とし、4市町の地域バランスに配慮した委員構成による幅広い利用者意見の反映や積極的な情報公開の推進に努める。	調整内容の記述を修正	新市下水道組織の 母体となる釧路市の機構 が見直され、平成16年度 から下水道事業と水道事 業が統合したため	上下水道	16
24	10 下水道 02 下水道使用料等の状況 01 使用料等 01 使用料	(一本化) 1 釧路市の使用料体系とする。ただし、激変緩和として、段階的に補正し5年間で同一化を図る。(普及率については早期整備を図り、同一化を目指す。) 鶴居村については、整備手法が異なることから現在の使用料を別途段階的に補正する。 新市の使用料体系は、釧路市の使用料体系に処理方式が異なる阿寒町の温泉水単価を加える。 2 消費税及び地方消費税(現行4%+1%=5%)については、合併時の税率で統一する。	同左 1 釧路市の使用料体系とする。ただし、激変緩和として、段階的に補正し5年間で同一化を図る。(普及率については早期整備を図り、同一化を目指す。) なお、阿寒湖温泉地区の水道用途が営業用の利用者については、地域の持つ特殊性や下水道使用料同一化により使用料が極端に増加することなどに十分配慮しながら別途段階的に補正する。 2 新市の使用料体系は、釧路市の使用料体系に処理方式が異なる阿寒町の温泉水単価を加える。 3 消費税及び地方消費税(現行4%+1%=5%)については、合併時の税率で統一する。	る。」を削除するとともに、 阿寒湖温泉地区の取扱い を追加 1の記述の後段を2の	については、 の修		19